

【人文学】

研究論文

明治期の英字新聞から読み取る長崎の中国人

元田 謙亮^{*1}

The Chinese Community of Nagasaki seen through “The Nagasaki Times”

during 1868-1869

MOTODA Kensuke

Summary

During the Edo period, Europeans lived on Dejima and Chinese were segregated to a facility called “Tojin Yashiki.” According to the descriptions of European visitors to Nagasaki in the 1860s, it is certain that the visitors noticed the existence of Chinese who were quickly expanding their power in the national trade. Therefore, I analyzed English-language newspaper “The Nagasaki Times” to determine the opinions of foreigners in the foreign settlements regarding Chinese residents and arranged the content of descriptions into categories of “economy”, “politics” and “culture and customs” of Chinese.

Keywords : (Nagasaki, History, Chinese, Europeans)

1. はじめに

江戸時代において、長崎は日本唯一の国際港を有する都市として多国籍社会を形成していた。これはつまり、長崎には日本人以外の外国人らが生活していたことを意味し、「オランダさん」と呼ばれていた西洋人の他に、「唐人」と呼称されていた中国からの商人や長崎に移り住んだ華僑らがいた。このことは江戸末期に長崎を訪れた西洋人が、それぞれの日記にて長崎の景観を説明する際に、外国人居留地や欧米の技術が導入されたドックなどの西洋の様式を記述する中、Robert Fortune は手記に中国人街の特異性を示しながら、長崎港は現在様々な国々との貿易で色めきだっているが、その中でも日本と中国との間の貿易は活気づいており、かつてのオランダ商館員らはこの現状を夢にも思わなかっただろうと記述

していることから、一時的とはいえ長崎に滞在した西洋人が中国人らの存在とその長崎への影響力を強く意識していたことがよく分かる。

それでは、外国人居留地に居住し、長期的に長崎で生活していた西洋人たちは同じく長崎で生活している中国人らをどのように意識していたのだろうか？このうえで、数年前まで現存しないと思われていた貴重な資料として、長崎居留地に住む西洋人らが幕末から明治初期の時期にあたる1868年6月27日から1869年4月3日の約一年間の期間に発行した“The Nagasaki Times”という英字新聞が存在したのだが、これが幸運にも最近になって発見され、今回その内容を閲覧する機会を得ることが出来た。

その内容に目を通してみると、“The Nagasaki Times”は1868年6月27日から1869年4月3日の間に、毎週

^{*1} 工学研究科 環境技術コース 博士課程

2016年4月1日受付

2016年6月6日受理

土曜日に発行という形で、全体で 41 回にわたって発行されたが、その中で中国人に関する話題が 29 件もあり、そのいずれもが中国人らに対する批判という形で様々な側面から議論がなされていることが分かり、当時の外国人居留地に住む西洋人からは中国人を強く意識したうえで彼らへの意見を頻繁に記述していることが分かる。

中国人に関する言及	回数	言及されている主な内容	
1868 年	15 件	経済	急速な拡張
1869 年	14 件	政治	横暴な犯罪性
合計	29 件	文化と生活 様式	異質な文化様式への不安

Table1 中国人への言及の回数とその内容

そこで、本研究ではその内容を「経済」「政治」そして「文化及び生活様式」に分けて分析を行い、同じ長崎に住む外国人として、西洋人らが長崎で活動する中国人らにどのような思想を抱いていたのか、そしてその思想が生まれた背景にどのような状況があったのかを分析したいと思う。

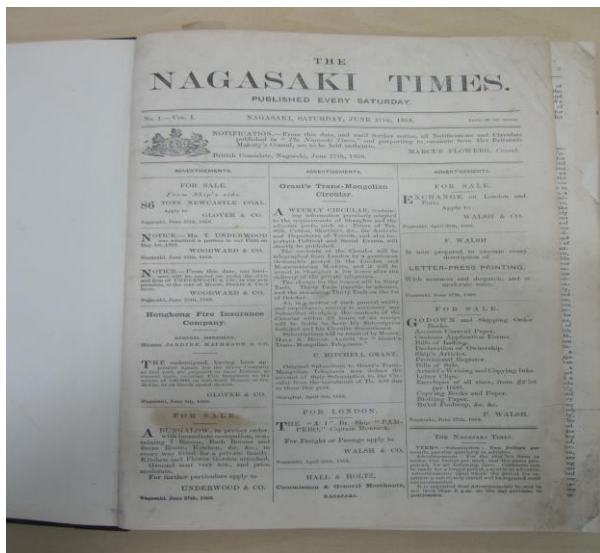


Fig. 1 発行が始まった 1868 年 6 月 27 日の記事

2. 「経済」に関する言及

長崎において、中国との貿易は「唐人貿易」として長い歴史を誇るものである。この貿易を通じて長崎におい

て中国人らは強い信頼関係を築き上げ、社会経済的に大きく発展していた。その過程が著しく急速に進んだため、幕府はこれを看過できず、中国人の貿易活動を制限及び監視する目的で「唐人屋敷」を 1688 年に建造し、商人とその労働者を長崎に滞在する間ここに隔離したが、それでも中国人らの経済的な発展の減速には至らないほどであった。

この背景から分かる通り、長崎における唐人貿易は歴史と信頼に裏打ちされたものであったが、正式に国家間で通商条約を結んだうえで行われていたわけではない。このため、同じく長崎で貿易を営む居留地の西洋人からすれば、中国人の存在は長崎における貿易の手ごわい競争相手に過ぎず、また、手間をかけて日本との通商条約を結び、それを順守している西洋人の立場からすれば、正式な条約を結んでいるわけでもないのに手広く長崎において貿易を行っている実態は許しがたいものであったと思われる。

“The Nagasaki Times”においては、中国人の貿易に関する批判は 1868 年 8 月 1 日の記事から始まっており、西洋人らが早くも中国人らの経済的な動向に危機感を覚えていたことが分かる。その中で記載された購読者からの返信として、ペンネーム“XYZ”なる人物が“*They have no treaty with Japan...they have actually no right here. They are amenable to no law, and yet here I find them increasing each month.*”と主張し、「中国人らは日本との通商条約を結んでおらず、それはすなわち日本においてありとあらゆる権限を持たないことを意味している。これ故に彼らは従うべき法などを持たないが、そのような人間が毎月ごとに増えていっている。」と述べている。これが何を意味するのかというと、“*They are not allowed to hold or rent land, and yet they do, to the exclusion of treaty subjects, and they are taking the trade of the port, by degrees, entirely into their own hands.*”の記述の通り、「本来中国人らは土地の保有と貸与が許可されていないはずだが、実際はこれに違反して条約で禁じられた行為を行っているばかりか、港において自分達の貿易事業をある程度まで確立している。」と指摘している。その結果、“*The Chinaman can afford to pay his foreign factotum \$50 per month for his name, and then enjoy all the immunities of a treaty subject,*

outbidding and overreaching the legitimate foreign merchant.”という記述があるように、「中国人らは雑用係として月 50 ドルも稼ぎつつ、その一方で通商条約を無視した違法な取引に基づき、通商条約に従ってまともな貿易を行っている外国人商人を出し抜く利益をむさぼっている。」という記述から、次第に中国人らは居留地外国人らにとって脅威の対象となっていったようだ。その違法性の最たる例として“*We see them gradually introducing the opium trade – a trade against treaty, and yet they are allowed to do it.*”つまり、「我々が知つての通り、中国人らは着々とアヘンの取引を始めているようだ。言うまでもなく、アヘンの取引は条約違反であるが、連中は取引を実行している。」の記述通り、中国人らは通商条約で禁止されているはずのアヘンの取引を実行していることが分かる。このアヘンの問題は後に異なる問題へと波及するため、その内容は後述する。

この“XYZ”なる人物の例だけではなく、これ以降何度も中国人らが行っている商売の違法性と取引で多額の利益を収めていることへの批判は繰り返されることになるのだが、その内容は回数を経るごとに真剣さを増していくことになる。1868 年 11 月 21 日の記事において、中国人らが貿易の上で西洋人を上回っていることを指摘し、“*...we may say goodbye to Nagasaki, and leave it in the hands of the Chinese and their few European employ'es.*”の記述通り、「もはや我々西洋人は長崎を捨てて、長崎を中国人や中国人に雇われている僅かな西洋人労働者の手にゆだねてはどうか。」と提案するに至り、さらに翌月の 12 月 5 日の記事において“*Asiatic mystery – the wonderful success of the Chinese – would be enough seen.*”と記述し、「アジアの神秘としか言いようがないが、もはや中国人の経済的成功は十分に明らかである。」と中国人の成功を認め、その後自分達西洋人の置かれた状況を悲観しながら“*It is even almost too late to turn them out.*”と記述し、「もはや中国人を相手に巻き返しを図るには手遅れと言っていいだろう。」と敗北を認めていることが分かる。

これらの記述から、西洋人らは中国人を批判的に捉えていることが明らかであり、その理由として、当初から中国人が貿易を巡るうえで油断のない対抗者であったが、相手はさらに日本と正式な通商条約を結んでいな

いばかりか、アヘンなどの禁制品を取り扱うなどの違法な手段によって利益をあげ、通商条約の制限下で活動していた西洋人達の経済的地位を脅かす存在になっていたからであると思われる。

3. 「政治」に関する言及

中国人の経済に関する記事の内容は前章で記述したが、これに密接にかかわる内容として、政治情勢に絡む問題がある。この上で、1868 年 8 月 1 日の記事で移住してくる中国人達に関する不満が述べられている。その内容は前章で紹介した“XYZ”の「通商条約を結んでいないが故に日本においてあらゆる権限を持たない。」という主張を編集者はやんわりと否定しながらも、“*But we quite agree with our correspondent when he questions the right of Chinese to squat in the midst of the European Settlement.*”と記述し、「しかし、もしも『ZYX』氏が外国人居留地のど真ん中に不法居住している中国人について権利が無いと主張しているのであれば、それについては全く同意をせざるを得ない。」と主張し、“*They certainly have no right to live amongst us, and should be confined to the Native city, or to some spot especially reserved for them.*”という補足説明をもって、「中国人らが我々の外国人居留地に住む権利は一切なく、彼らの居住区は長崎市内か特別に指定された区域に定められている。」と強調している。

このやり取りから分かることは、長崎で生活する西洋人らにとっての領土である「外国人居留地」に絡む問題として、一部の中国人らが不法にその領域を侵し、権限もなく居住しているという事実を指摘しており、さらに悪い事には、“*Each steamer from China brings fresh settlers; Chinese houses are run up in all directions; and it only remains a matter of time for the Foreign Settlement of Nagasaki to become essentially a Chinese city, with its concomitants – miasma and filth.*”と記述し、「毎回中国からやってくる蒸気船には新しい中国人移住者が乗り込んでおり、これらの中国人があちこちに自分達の家を建て始めていることから、もはや長崎外国人居留地が悪臭と汚物にまみれた中国人の街へと姿を変えるのも時間の問題である。」と予測している。結果から言えば、本紙で“*Tojin match*”、つまり「唐

人町」と呼称されていた「唐人屋敷」があった広馬場から大浦の一带が「長崎新地中華街」として長崎華僑の拠点になり、外国人居留地があった東山手から浪の平の地域が中国人の住む地域となることはなかったが、長崎へ移住してきた中国人らが集中して長崎の一角に居住することで、将来「中国文化に基づく街」を形成することを予測できた当時の西洋人の先見性には驚嘆するばかりである。

いずれにしても、前章で述べた通り長崎で増加している中国人が不当にも経済的に西洋人らを圧倒していたのも問題であったが、それ以外の問題として、西洋人らにとっての領土である外国人居留地に不正に中国人が居住し始めているという政治上の問題をこの記事は新たな観点として取り上げている。さらに、中国人の街が「悪臭と汚物にまみれた」不衛生であるものと定義している理由として、当時の「唐人屋敷」に代表される中国人らの生活環境は衛生問題が深刻極めるものであったことから、このように編集者が予測したものと思われる。この問題については後述する。

これ以外の問題として、1868年12月12日の記事でとある購読者の返信が記載されており、“It may be said that merchants in China ship Tea and Silk to Europe on Native account. So they do, and if a Japanese merchant or prince were to ask any European merchant in Nagasaki to ship Produce to Europe on commission, the Foreigner would be perfectly justified in doing so.”と述べ、居留地内で貿易を行って利益を上げている中国人たちに対する方策を提示している。その内容とは「中国の商人たちは茶葉や絹を自国の顧客に応じてヨーロッパへと輸出しているが、中国人がそのような手段で貿易を行っているのなら、西洋人の貿易商人も同じく長崎の日本人商人や姫君がそう望んでいるのなら、依頼に応じて日本の商品をヨーロッパに輸出したとしても、それは全くもって正当な行為であると言える。」と主張している。しかし、同時にこの手段に打って出る危険性も指摘しており、“But when a Chinamen and his white broker steps in between the Japanese and the European the case is widely different.”と述べ、「しかし、もしも日本人と西洋人との間柄に中国商人と白人のブローカー達が介入してきた場合は、話は大きく変わっ

てくる。」と第三者からの妨害の可能性を指摘している。このうえで特筆すべきは、競争相手である中国商人はともかく、同胞であるはずの同じ白人の中に中国人に味方する「裏切り者」がいることを示唆していることであろう。最後に“I cannot blame the Chinese for turning a honest penny, and I am afraid there is no cure for this growing evil. We must also put up with it; but at the same time we all have our opinion of the shabby conduct of these white go-betweens.”と述べ、「自分にはわずかな利益のためであっても一生懸命に働いている中国人らを非難することは出来ないが、同時に現状進行形で増長しているこの問題に対し、何の手立てもないことに恐れを抱いている。我々はこの状況に耐えるしかないが、それだけではなく、裏切り者である白人ブローカー達の卑劣な行いに対して各々がしっかりと意見を持たねばならない。」と訴えている。

この記述から判明したことは、長崎における貿易の勢力争いの構図はもはや西洋人と中国人の対立という単純なものではなく、その栄華の軍配が中国人へと傾くにつれて西洋人の中から中国人に与する「裏切り者」が現れたことが分かり、それは同時に同じ居留地外国人とはいっても、彼らの結束は一枚岩の状態であったわけではないことを意味している。このことに関して、具体的に誰が、そして何人の西洋人が中国人に与していたのかは定かではないが、後に中国人の文化を巡る問題を議論した記事においてとある人物の名前が浮き彫りになってくる。このことは次の章にて詳しく解説する。

その後、1868年12月24日の記事でさらに西洋人らが中国人らの横暴さを見過ごすしかない自分達の立場を嘆く記述が続くが、それ以降はより身近な問題として、中国人らの犯罪行為についての議論がなされるようになっていく。翌年の1869年1月16日の記事では、“Last week we had to chronicle the death of a Chinaman under very suspicious circumstances, and the occurrence suggests to us several difficulties that must inevitably crop up if Foreigners continue to harbour Chinese in the Settlement. In the case above mentioned, for instance, a man is murdered, and the murderers are allowed to go at large, simply because no authority has the right to punish them.”という記述

があり、「先週とある中国人が疑わしい状況下で死亡しているのが発見されたことを報告したい。そして、この事件の発生は、我々西洋人に外国人居留地へとやってくる中国人の流入を防がない限り避けられない数々の問題を示唆している。その問題とは、例えば、中国人が西洋人を殺したとしても、その中国人を罰する権限を持った権利者がいないために、我々はむざむざ殺人犯を自由の身として見逃すことになる。」と警告し、そのうえで、“But suppose an Englishman falls a victim to these Chinese scum, how them?”と述べて、「もしも、英国人が中国人の悪党によって殺された場合、どうしたらよいのだろうか?」と問題提起をしている。

言うまでもなく、正式な通商条約を結んでいない中国人を処罰することは並大抵のことではないが、編集者は“*We do not believe for a moment that our respected Consul, Mr. Flowers, would allow the matter to drop, although such a course hardly be considered legal, since Mr. Flowers has no jurisdiction over Chinese subjects.*”と記述し、「確かに中国人らが起こした事件に関しては、司法権が無いためになかなかその犯罪を法で裁くのは難しいが、我々が信頼する領事 Flowers 氏がみすみす事件の迷宮入りを許すなどとは一部たりとも疑っていない。」と自信とともに主張している。その理由は、外国人居留地がイギリス人を含めた西洋人の領土である以上、その内部において発生した問題ごとを取り締まるための特権をイギリス領事は保有しているために、“*Still, the arrest and punishment of the murderers by the British Consul would be perfectly justifiable, and no one could justly complain if he assumed such prerogative.*”と述べ、「それ故にイギリス領事による犯罪者の逮捕と処罰は完全に正当なものであり、領事の持つ特権を知っている者ならば誰も不平を申し立てることなど出来ないだろう。」と結論している。

これをもって、“*Prevention is better than cure, and if the Chinese become aware that offence against Europeans will meet with due punishment, there will not be that inducement to commit crime which at present exists.*”と記述し、「犯罪の抑止が何よりも重要であり、もしも中国人らが西洋人らに対する犯罪がしかるべき罪に処させることを理解したら、これ以上犯罪行

為に及ぼうなどとは思わないだろう。」と結論している。

このような記述を編集者が行った理由として、部外者である中国人らの犯罪行為が著しいものとなったことから、その危険性を外国人居留地に住む住民に伝えて警戒を呼びかけるとともに、住民からの信頼があるイギリス領事であれば特権に基づき犯罪者を取り締まることが出来ることを伝え、無用の混乱が発生しないように配慮したものと考察する。同時に、これは西洋人らが経済的な立場のみならず、西洋人だけに許された外国人居留地での居住とその安全に関わる政治的立場すら中国人に脅かされるようになったことの裏付けであり、自分達を裁く法が存在しないという立場を利用して非合法的な活動を繰り返す中国人に対し、通商条約の制限下におかれた貿易と生活を強いられている西洋人らが不利な立場にあったことは言うまでもなく、外国人居留地に住む西洋人を取り巻く状況は段階を追ってさらに悪化していくことになる。

1869年2月6日の記事では、すでに述べた通り、不当にも中国人らが外国人居留地の真ん中に住み着いている事実を繰り返し伝え、*“Burglary after burglary takes place and although the offences cannot be traced home to Chinese loafers, yet stolen property is often found in Chinese stores, and we are bound to image that the Chinese are in many cases the offenders.”*と記述し、「夜盗が繰り返し引き起こされており、それが外国人居留地に住む中国人浮浪者によるものとは断定できないものの、盗まれた品物が中国人らの店でよく発見されることから、我々西洋人らは多くの場合において、中国人が容疑者であるという先入観に囚われざるを得ない。」と外国人居留地内での窃盗事件の多発化を説明している。

これは前の記事で指摘されたような殺人事件などの重大事件には及ばないものの、やはり中国人らの流入により、結果として外国人居留地の治安が悪化したことを示しており、盗難にあった品物が中国人らの店からよく発見されているという事実も、中国人らの犯行が突発的なものではなく、計画的かつ常習的に行われていることの証明である。さらに、明らかに盗品と分かったうえでこれらの盗まれた品物を故買屋として売りさばっている中国商人のあり方は、中国人が行う取引の非合法性を象徴

するものである。

このように相次いで発生する中国人らによる犯罪行為とその横暴さを前に、さすがの長崎奉行もこれらを無視することが出来なくなったようであり、“The Chinese government, at the request of the Japanese authorities, have given the letter legal authorities over all Chinese subjects resident in Japan, who will in future be punished for any crime or misdemeanor according to Japanese law.”という記述が示す通り、「長崎奉行の重鎮達が出した要望に応じて中国政府は書簡を送り、日本にいる全ての中国人犯罪者らを、日本の法に従って罰する権限を与えた。」と編集者は報告している。

これをもって、ようやく長崎華僑や中国商人らが住む大浦の一带だけでなく、西洋人らに譲渡されたとはいえ日本の国土の一部である外国人居留地においても中国人らの犯罪を日本の法に基づき正当に処罰できるようになったのである。

さらに、1869年3月13日付の記事において、“A few days ago, we are imformed, a Cantonese named Ayou was taken to the Custom House on a charge of stabbing.”という記述を行い、「数日前、広東人のアヨウという者が刺傷罪のかどで中国商館へ連行された。」という事件を紹介した。その詳細は、“The Case was heard before two Yakunins, and two Canton merchants, assessors, and was soon settled Mr. Ayou was sentenced to deportation, was bound tightly with gcorads, and taken off to jail to await the first steamer to Shanghai.”と描写しているように、「この事件の取り調べは二人の役人と、同じく二人の広東人商人、そして陪席判事により行われ、すぐに移民であるアヨウ氏は国外追放の判決を言い渡されたうえできつく紐で縛り上げられ、始発の上海行き蒸気船を待つ間、拘置所に拘留されることになった。」という結末を迎えた。

この件が示す重要性は、これまで一切中国人らが犯した犯罪に関して、中国人を裁くための法がないために幕府のみならず、居留地の領事たちもが手出しが出来ず、ただ目をつぶって見逃すしかなかったことが、中国政府の許可を得たことで、日本の法が基準となるとはいえ、ようやく大手を振るって対処ようになったことである。通商条約を重んじ、その制限下に置かれた西洋人らは、

不当に居留地へと居住してくる中国人に手出しが出来ず、批判を行うだけであったが、その状況が悪化するにつれて西洋人らは中国人らの不正や犯罪の犠牲になるようになり、中国人らへの批判は警戒へと変わる。ここまでの過程では中国人らへの対抗手段がなかったが、中国政府が幕府に日本の法に基づき日本全国の中国人の犯罪を裁く権限を与えたことで、ようやく不完全ながらも中国人の犯罪を取り締まる動きが始まったようだ。この結果はただ状況を悲観するだけであった「経済」の状況よりも好転したと言える。ただし、状況が変わっても未だに問題は残されており、その具体的な不備については次の章で解説する。

4. 「文化・生活」に関する言及

長崎に住む中国人らの文化及び生活に関する言及は“*The Nagasaki Times*”において数多く記述されている要素である。その理由として、“*Tojin match*”と呼称されている「唐人屋敷」が外国人居留地に近かっただけでなく、前章でも述べた通り、一部の中国人らは不正に外国人居留地に住み着いたことから、居留地外国人らは中国人らの生活様式を間近に目にする機会が多かったからであると推測される。その記述内容は批判に満ちたものであるが、当時の長崎に住む中国人らの文化及び生活様式を知る上で貴重な資料であると言えるだろう。

その中国人らの生活に関わる言及は1868年6月27日に発行された最初の記事にて早くもなされており、外国人居留地周辺のゴミ問題についての議題の中、“*The plot of ground immediately in the rear of the Racket Court, the Tojin match, and Namenohira, are particularly bad.*”という記述があり、「外国人居留地周囲の一带において、テニスコートの裏手、唐人屋敷、そして浪の平の地域が著しく不衛生である。」と述べられており、前章で述べた通り、長崎に来航した唐人商人らが一時収容されていた唐人屋敷は極めて不衛生な環境であったことが分かる。その唐人屋敷が具体的にどのような環境であったのかについては、これより後に発行された1868年7月18日の新聞記事に“*Asphyxia*”のペンネームで読者から寄せられた唐人屋敷で見た悲惨な実態に関する詳細な供述が記事としてまとめられており、仕事の都合上唐人屋敷を通りがかったこの読者は「想像したこともなかつ

た光景」に出くわしたと次のようにまとめている。

“Twas rather early morning, and its inhabitants were creeping lazily out of doors, rubbing their eyes and sleeping on their dirty garments. A few Chinamen were already performing in the street one of the first portions of their matutinal toilet, a performance familiar to anyone who has lived in China. The offensive odour of pent-up stale opium smoke came out in blasts as the doors were opened and a few pallid objects of the Middle Kingdom, just recovering from the effects of the drug, staggered across the road towards the wall, to join their fellow-countrymen in the above-mentioned spectacle. I shouted to them in my best “pidgin English” to “Whilo” without effect. While doing so, “Splash” came the contents of a hand-basin, or something of the kind, within a yard of where I stood, and on looking up at the first-floor window I saw the retreating from a fair but awfully dirty damsel from Cathy with the crockery in her hand. I levanted quickly, but as I escaped I observed. The gutters were choked up, and almost running over with the drainage and filth of the place; it is allowed to accumulate and stagnate, seething and festering in the noonday sun of July. A dead cat, or rather a mass of maggots in the shape of what was once a cat; three or four pariah dogs, or they might with truth be called jackals, were howling and fighting over a portion of the entrails of some animal just rooted up by one of them from a dust heap. Stopping my nostrils, I rushed out, and was glad to inhale a little fresh air. The place appears very thickly populated. Besides Chinese, there are Japanese, Malays, Eurasians, and a sprinkling of Ethiopians, all crowded together, or rather packed, like a tin of sardines.”と、長くはあるものの詳細に当時の唐人屋敷の環境を様々な側面から観察してそれを体験談としてまとめており、「それは早朝のことであったので、住人らはそれぞれ億劫そうに家からふらふらと出てきて、眠たげに目をこすったり、または小汚い服の上で眠ったりしている。その内、何人かの中国人らは起床後の習慣ともいえる朝の用便に勤しみ始めた。路上で、である。このよ

うな光景は一度でも中国にお住まいになった方々にとってはなじみ深いものであろう。視覚の次に嗅覚を刺激したのは開け放たれた家々のドアからもうもうとした煙となって押し寄せてくる鬱積して腐ったような匂いがするアヘンの香りである。この麻薬の効果から覚醒しつつある何人かの中国人らが上記で述べた『朝のたしなみ』に加わろうと、青ざめた顔で壁伝いにふらふらと道を横切っている。この連中に向かって私は出来る限りの『ピジン英語』で怒鳴りつけてやったが全く通じず、そうこうしているうちに私が立っている場所から1ヤードほどのところで『バシヤッ』という水音が聞こえた。私が家屋の一階にある窓辺に目をやると、可愛くはあるが、凄まじく身なりの汚い少女が手に陶磁器のたらいを手に持って身をひるがえすのが見えた。そこで、私はその場から退散し、この区画の観察を試みた。まず、目についたのは完全に詰まりきった側溝である。そこから汚水とゴミが今にも溢れかえりそうになっており、汚物は堆積して沈殿し、7月の猛烈な日光にさらされて煮えたぎり、発酵している。次に目の当たりにしたのは動物の姿である。死んだ猫、いや、猫の形に蛆虫が覆い尽くした『かつて猫だったもの』と呼んだ方が正しいか、の他にも、3〜4匹の野良犬、というよりも、ジャッカルと呼んだ方が正しいのかもしれない、そんな動物たちがゴミの山に捨てられた動物の死体から引きずり出した『はらわた』を巡って吠え合い、せめぎ合いを展開している。とうとう、私は鼻をつまみ、その場から逃げ出したのだが、そこで新鮮な空気を胸いっぱい吸い込めたことに喜びさえ感じたほどだ。そもそも、この唐人屋敷という区域は人口の過密を極めていることが問題である。ここの支配者である中国人は言うまでもなく、日本人、マレー人、ヨーロッパ人とアジア人の混血児、そしてわずかなエチオピア人がぎゅうぎゅう詰めになって暮らしており、その有様はまるでイワシの缶詰のようである。」と評価している。

以上の内容は個人の体験に基づく記述に過ぎないとはいえ、同時に同時に唐人屋敷の状況を詳細に観察したうえでそれを精密に描写しているため、貴重な記録と言える。この記事の内容に従って分析を行うと、1868年6月27日の記事で批判されていた通り唐人屋敷の衛生環境が極めて極めて悪かったことは文章全体を通して理解でき

るが、それ以外にも中国人特有の文化及び生活様式の特徴がいくつか紹介されていることが分かる。例えば道端などの屋外で用を足すという行動が文章の序盤で紹介されているが、これは「このような光景は一度でも中国にお住まいになった方々にとってはなじみ深いものであろう。」という記述からすると、この行為が長崎にいる中国人固有のものではなく、中国本土においても共通の中国人の習慣であることが分かる。この次に紹介されたのがアヘンの吸飲である。前章で述べた通り、中国人らは日本と通商条約を結ばずにアヘンの取引を含めた違法行為に手を染めていたことが記事の内容から明らかになっているが、「開け放たれた家々のドアから、もうもうとした煙となって押し寄せてくる鬱積して腐ったような匂いがするアヘンの香り」という記述から分かる通り、その特徴的な香りがするその煙を戸口をあげ放って外に垂れ流していたようだが、それについて誰も法に基づいて通報したりしないほどアヘンの吸飲は唐人屋敷において暗黙の了解のものとしてまかり通っており、同時に長崎の中国人らの間でアヘンの吸飲が常習的な習慣として行われていることが分かる。

さらに、この中国人の生活を取り巻いている不衛生な環境に至った背景として、唐人屋敷に公的な行政機構が存在しないことと、それによる自治活動が行われていないことが考えられる。外国人居留地の場合がそうであったように、日本と通商条約を結んだ国々は、日本へと領事を派遣し、これらを領事館に常駐させて国家間の交渉を任せていたが、それ以外にも日本に在住している住民間で発生した問題解決などについても対処を任せていた。しかし、通商条約を結んでいない中国商人達の場合はこの領事がないために、側溝の整備、野良犬の駆除、そして放置されたゴミなどの問題が手つかずのままになっていたようだ。この問題について、“It is only necessary to employ a couple of coolies for an hour or so every morning, to clear away and prevent accumulation of filth. If this is done the community will be spared.”と“*Asphyxia*”本人が「このため、毎日数人の労働者を雇い、毎朝一時間程度ゴミの除去及び蓄積の予防活動にあたらせる必要があると思われる。しかし、これさえ実行されれば、この区域の問題は解決されるだろう。」と述べているように、行政機構が存在しないため住民達の間で責

任をもってゴミ処理を含めた生活環境を巡る問題解決に当たる必要があったと思われる。

最後に、中国人の生活環境である唐人屋敷において異常な人口の過密が認められるようであるが、主流派である中国人の他にも日本人も含めたアジア人や西洋人との混血児、さらには遠いアフリカからエチオピア人までが移り住んでいたようである。これらの人々が「イワシの缶詰」と表現されるほど過剰に密集して暮らしているため、居住地としての快適な生活環境が十分に維持できなくなっていることが説明されているが、同時に、これが当時に唐人屋敷を舞台に中国人以外の人種を含めた多民族社会が形成されていたことを示す重要な証言でもあるだろう。

以上のことから、唐人屋敷に関する記述を通して批判的ではあるものの、“*Asphyxia*”の供述から中国人らの文化及び生活の詳細を伺うことが出来る。その内容から、当時の唐人屋敷の区域が深刻極まる不衛生な環境下にあったことが分かるが、「私は鼻をつまみ、その場から逃げ出したのだが、そこで新鮮な空気を胸いっぱい吸い込めたことに喜びさえ感じたほどだ。」という記述通り、唐人屋敷のあり方に目を瞑り、そこに関知しなければ西洋人らに本質的な影響はないものであった。しかし、これ以降の新聞の記述を読み解いてと、唐人屋敷の中国人の文化及び生活のあり方が、次第にその外部に住む西洋人らの生活に絡む問題へと次第に発展していき、やがては西洋人らの生活を左右するようになっていくその過程が見て取ることが出来る。

1868年8月8日の新聞記事には“*Enquirer*”というペンネームで読者からの寄稿が載せられており、中国人らが奏でる音楽の騒音に関する苦情について語っている。この人物は“*Sir, - Many residents in Nagasaki, who perhaps cannot appreciate the niceties of Chinese music, must have been much annoyed lately by bands of Chinese minstrels, making by no means “concord of sweet sounds” until a lately hour every night.*”と意見を述べ、「編集者殿。中国人の音楽の良さを理解できない多くの長崎に住む西洋人らにとって、その調べを『美しい音律のハーモニー』として認識できない以上、每晚遅くまで中国人の楽団らが奏でる音楽にひどく悩まされていることは当然と言えるだろう。」と主張しており、中

国人コミュニティ内で行われている文化的活動が外部にある外国人居留地の人々の生活に影響を与えていることを示唆している。

さらに、前述の中国人らの間で行われているアヘンの吸飲が中国人らの外国人居留地への不法入居の問題と絡んで言及されている新聞の記述があり、Fobes 商会の建物が全焼した火災を報じる 1868 年 10 月 31 日の記事の中で“*We really must not shut our eyes to the increased danger we are in since the advent of the shoals of Chinese, who are now running up their “shanties” on almost every available spot in the Settlement. Many a fire has been caused by an opium lamp, and the Chinese are proverbially careless with fire.*”という記述があり、「多くの中国人らが長崎へ到来し、居留地内のありとあらゆる空き地に掘っ建て小屋を建てて不当に住み始めている以上、我々西洋人らはこの危機に対して盲目でいるわけにはいかない。特に、多くの事例においてアヘンの吸飲に使用する『アヘンランプ』により火災が発生しており、中国人らが火の取り扱いのうえで不注意にも火災を発生させる恐れがある。」と、中国人らのアヘンを吸引する習慣と火災の関連性を指摘し、その危険性を呼びかけている。さらに後の 1869 年 12 月 19 日の記事にペンネーム“*English*”なる人物による上記の記事にちなんだ寄稿が記載されており、「火災保険会社の代理店は火災の危険性に関して敏感である。しかし、これらの代理店は外国人居留地の真ん中に位置しているが、そこは中国人らが燃えやすい素材で作った掘っ建て小屋が立ち並ぶ地域であり、さらにはその可燃性に無頓着な中国人らが多数の黄燐マッチを所持しているという悪条件が加わるのだ。」と、その状況を皮肉っている。ここで何故黄燐マッチが言及されているのかについては、恐らくアヘンを吸引するために使用する「アヘンランプ」の点灯にこのマッチが使われるからであろう。黄燐は常温で発火するだけでなく、中国人はアヘンによる酩酊により注意力が散漫になっているため、その危険を指摘しているものと思われる。いずれにせよ、この記述も中国人のアヘンの吸飲という生活習慣と火災という関連性を示すものである。

これ以降しばらくは中国人らの文化及び生活に関する言及が途絶えるが、翌年の 1869 年 2 月 13 日にとある人

物に関する言及とともに中国人の文化が取り上げられ、それが居留地外国人の対人関係に与える影響を懸念している。そのとある人物とは外国人居留地に住むポルトガル領事の Loureiro 氏のことであり、前章で議論した「裏切り者」との関連性を示すものとなっている。

その記事の文章は Loureiro 氏についての言及により始まり、“*His predilections for the Chinese are well known, but we think he has never shown them so clearly or with such bad effect as now. As our – readers are aware, a few days since the consular body drew the attention of the community to a clause of the land regulations, which had special bearing on the New Year’s festivities, forbidding all crackers or other nuisances in the Settlement. In the most cool and self – important manner, the Portuguese Counsel - who has about eight nationals in the Settlement – insults the whole Consular body by assuming to grant permission to the Chinese to do as they please.*”という記述がなされ、「Loureiro 氏の中国人との友好関係はよく知られていたものであったが、我々はこれまで氏が表向きにその友好関係と今回のようにそれによる西洋人らへの悪影響を示したことはなかったと思うが、彼は今回外国人居留地の規則に関する問題で外国人居留地内の注目を受けている。というのも、居留地の規則で爆竹の使用を含めた迷惑行為は禁止されているが、Loureiro 氏は中国人から『春節祭』で使用する爆竹の使用の特別許可を乞われ、これを許可したようである。つまり、外国人居留地に 8 人もの同胞を抱えるポルトガル領事がポルトガル人どころか中国人の要請に答えて外国人居留地の規則に反する特別許可を出し、領事関係者全体に無礼を働いたことになる。」と、ポルトガル領事 Loureiro 氏を批判しながら、中国人の「春節祭」に絡んだ外交問題を紹介し、それ以降は越権行為をしてまで中国人に好意を示す氏への批判と疑念、そして唐人屋敷から離れた位置にあるポルトガル領事館に住むロウレイロ氏は爆竹による騒音や火災などの危険に悩まされることはなく、またわずか 7~8 人しか同胞のいない彼にとっては今回の問題はどうでもいいことなのだろうという明確な根拠のない中傷が続く。

このような Loureiro 氏への弾圧が強まった背景として、記事が説明しているように、元から氏が中国人と親しい

関係にあったことが同じく外国人居留地に住む西洋人から好ましく思われていなかったこともあるが、前述の通り、居留地では内部で発生した火災による被害から西洋人達は火災に関わる問題に神経質になっており、その緊張感が漂う中、Loureiro 氏が外国人居留地の規則に反してまで火災につながりかねないような爆竹の使用を、よりもよって中国人からの要請に答えて許可したため、経済的に政治的にも中国人に打ち負かされていた外国人居留地の西洋人らの怒りがこの問題に乗じて爆発する形となったと思われる。

結果として、この日の記事にある記述通り、ロウレイロ氏は実際に 1869 年 2 月 12 日の日付で“The bearer, Sye-foong, having asked especial permission from the undersigned to fire crackers this day to celebrate the Chinese New Year, this is to certify that he has obtained from the undersigned permission to do so.”と書かれた許可書を出し、「Sye-foong 氏は下記の署名に基づきこの日に『春節祭』を祝うために爆竹の使用の特別許可を申し出たことから、この許可書は下記の署名をもって氏が爆竹の使用権限を有することを証明するものである。」という内容に基づき Sye-foong 氏に爆竹の使用を許可したようだ。このため、実際に Sye-foong 氏は「春節祭」を爆竹の爆裂とともに盛大に祝ったようであり、ペンネーム“Wasp”という読者は寄稿した文章で“I was buzzing about the Settlement today, as usual, when I was attracted, by the continuous explosion of fire crackers, to that Chinese portion of the Settlement where Sye-foong and half-a-dozen other beauties have run up their stores. The sight was truly disgraceful to the Settlement.”という評価をしており、「Sye-foong と 6 人の美女のいる店から連続して爆ぜる爆竹の爆発音に注意を引かれたとき、私はいつものように居留地内を忙しく歩き回っていた。その光景は外国人居留地にとってはまことにもって不名誉なものであった。」と批判をしている。

結局、Loureiro 氏の勝手なふるまいを問いたすために各領事の間で水曜日の申し開きの場が設けられたようである。1869 年 2 月 20 日の記事には、“The burst of indignation which greeted the Portuguese Consul on this action induced him to call a meeting of Consuls,

we presume to justify it. The meeting was held on Wednesday, when we are ashamed to say, that the majority, in fact all but the English, French and Prussian, not only swallowed Mr. Loureiro’s pill, but absolutely stultified themselves by signing a general permit for all Chinese.”と記述されており、「ポルトガル領事の行動を問いたすための領事間の審問会が開かれ、編集者一同はそれを然るべきものだと思っていた。しかし、水曜日に開かれたその審問会において、恥ずかしながら、外国人居留地において主流派であるイギリス、フランス、そしてプロイセンの領事らは Loureiro 氏を追及することが出来なかったばかりか、全ての中国人を許すサインまでさせられた。」と報告しており、Loureiro 氏は外国人居留地においてかなりの政治的権力を有しており、それ故に、その他の西洋人達が氏の中国人との友好関係をこれほどまでに危険視していた理由がこの記事から理解できる。

結局ことの顛末として、1869 年 2 月 27 日の記事に“In accordance with the Land Regulations, the Japanese Authorities handed over the fines imposed on the Chinese for firing crackers during the New Year Festivities to the Secretary of the Municipal Council, who, under instructions from the majority of the Consuls, handed the amounts all back to the Chinamen.”という記述があり、「外国人居留地の規則に従い、長崎奉行は『春節祭』の間に爆竹を使用した中国人に罰金の総額を支払わせたが、主流派の領事らの指導下にある市議会の書記は中国人へ罰金の総額の全額を支払うことで決着がついた。」という解説がされている。以上のことから、前章で「裏切り者」と呼ばれる中国人に与する西洋人らがいることが示唆されていたが、今回の一件でその内の一人がポルトガル領事である Loureiro 氏であることが分かる。さらに、この問題がここまで大きくなった要因としては、元より中国人に対抗意識があった西洋人らがさらに経済的にも政治的にも追い込まれたうえに、外国人居留地内で発生した火災によって西洋人らが「火」に関する話題に敏感になっていたことが考えられる。こういった要素が積み重なり、それが中国人の「春節祭」において爆竹を鳴らすという文化活動をきっかけにここまで大きな問題へと波及したのではないかと

その後の記事においては、「春節祭」と爆竹の問題以外にも中国人らの賭博行為が問題視されており、その違法性はもちろん、賭場で発生する争いなどの騒音や、そこにたむろする人相の悪い人間の存在が西洋人らにより以前から指摘されている。しかし、これを取り締まろうにも中国人らが通商条約を結んでいないことにより法律による罰則が適応されないという問題があったが、前章で述べた通り、中国政府が日本において罪を犯した中国人を日本の法律に基づいて処罰することを書簡にて許可したことで、役人たちが賭博行為の摘発に動き始めたことを記述している。ただ、これが思うようにいかなかったらしく、その手際の悪さが1869年2月13日の記事にて批判されており、“Before the New Year they made several nightly visits, but the above is the only distance where they where (were) successful, which put the brothel keepers on the *qui vive*. We would suggest to the Police Officers to go to work with trifle less shown and noise. The keepers of gambling houses have their spies out, and these soon notify the gamblers if they see a bevy of Native Policemen about, with their usual accompaniment of lanterns, and when the house are entered the birds have all flown.”という記述により、「新年を目前にひかえて何度か夜間の立ち入り検査が同心達により行われたのだが、賭場は売春宿の経営者が目を光らせている場所のすぐ近くにあることから、賭場の管理者達の対処は万全であったようだ。なので、我々西洋人らが役人たちに助言をするなら、『御用改め』の際はもう少し控えめな行動を心がけるようにお勧めするだろう。というのも、賭場の経営者らは事前に見張りを放っているんで、もしこれらの見張り番が御用提灯を手をやってくる同心の一团を発見したのなら、これらがすぐさま賭場にたむろする客に知らせて逃がしてしまうため、たちまち賭場はもぬけの殻になってしまうだろう。」と批判している。このことから、これまで手出しが出来なかった賭け事に関する問題も、新しく与えられた権限によって対処できるようになったことから、同心達はいきり立っていたようであるが、堂々と行動していたことにより行動を読まれ、結果が伴わなかったことが分かる。

以上のことから、新聞記事の内容を「中国人の文化及び生活様式」の観点から分析してみると、最初は差別と

嘲りを含んで唐人屋敷の中国人らを批判しているだけにとどまっていたが、やがて彼らが経済的にも政治的にも西洋人らを迫りやるとなるようになると、その論調が真剣さを増して、相手や自分達が置かれた状況を比較しながら客観的かつ具体的に分析するようになっていくことが分かる。ただし、前の章で述べた通り、中国人らの犯罪行為に関して最終的に法による対処が出来るようになったことから、西洋人達が自分達の置かれた状況を悲観するだけで終わっていないことが注目に値するが、実際に問題の対処にあたる長崎奉行の役人らの手際が悪く、完全に問題を解決するに至っていないことにも注意する必要がある。

5. 結論

全体の新聞記事の論調を分析した結果、外国人居留地の西洋人らの中国人らに対して全体的に批判的であることが分かる。さらに、これらを「経済」「政治」そして「文化及び生活様式」の観点から分析してみたところ、そのいずれもが、最初の内は記事において中国人への差別や嘲笑を含んだ批判を行う程度であったものが、段々とその内容が真剣みを増すとともに、より具体的かつ客観的に自分達の置かれた状況と中国人の動向を分析するものになっていくという傾向があることが分かった。

このような背景が生まれる原因として、西洋人らにとって中国人は長崎を巡る貿易上の強大な競争相手であるだけでなく、相手が通商条約を結ばずに日本と貿易を行い、それを盾に非合法的取引に着手していたこともあり敵愾心を抱かずにはいられなかったが、その中国人が数を増しながら貿易の活動範囲を着実に広げて成功を続け、やがて西洋人らの貿易と生活の両面を脅かしていったからではないかと推測する。

6. 今後の課題

今回は新しく発見された貴重な資料である“The Nagasaki Times”に書かれた記事の内容に基づいて分析を実行した。その結果、既存の資料である絵画や写真などでは分かりにくい「長崎に住む西洋人らが長崎の中国人らに向けた思想背景」の新たな側面が本研究によって明らかになったと思われる。しかし、この英字新聞に書かれた内容は当時の西洋人の憶測や推測を含んで記述さ

れているためにその真偽は不確定な部分があるため、今後は本紙以外の記録や文献をもとにそれらを分析していく必要がある。そのうえで、まずは中国人や西洋人ではない中立の立場にあった長崎奉行の犯科帳などの記録の調査から着手していきたい。

参考文献

- (1) The Nagasaki Times (1868-1869) 長崎県立図書館
- (2) 菱谷武平：長崎外国人居留地の研究，九州大学出版社，（1988） p.25